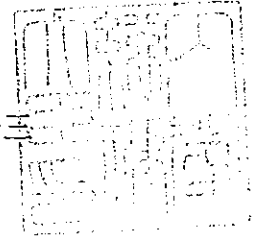


府益担第1098号  
平成28年10月4日

公益財団法人日独協会  
代表者 古森 重隆 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年10月4日 から 平成33年10月3日 まで

なお、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年財務省令第22号)附則第19条第2項の規定により、本証明書は平成28年分の所得税から適用されることとなります。